

## <通信網>

### 資料 4-1 佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱

#### 佐野市防災行政用無線局（同報系）管理運用要綱

平成22年 3月31日告示第73号

（趣旨）

第1条 この告示は、防災行政用無線に係る同報系の無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- （2）親局 特定の子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- （3）副親局 災害その他の理由により親局が使用することができないときに親局となる無線局をいう。
- （4）中継局 親局より送信された電波を中継する無線局をいう。
- （5）再送信局 中継局より送信された電波の受信が困難な地域において、中継局の電波を再中継する無線局をいう。
- （6）子局 親局の通信の相手方となる無線局をいう。
- （7）同報系 無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- （8）無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。
- （9）通信取扱者 無線設備を操作する無線従事者又は無線従事者の監督を受けて無線設備を操作する者をいう。

（無線局の配置等）

第3条 無線局の配置場所等は、別表のとおりとする。

- 2 親局を遠隔で制御するため、佐野市役所田沼行政センター、葛生文化センター及び佐野市消防本部に遠隔制御装置を設置する。

（総括管理者）

第4条 同報系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、同報系の管理及び運用の業務を総括し、並びに管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市長をもって充てる。

（管理責任者）

第5条 同報系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、同報系の管理及び運用の業務を行い、並びに管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。

(管理者)

第6条 親局及び遠隔制御装置を設置する部署に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した親局又は遠隔制御装置の監督業務及び無線設備の維持業務を所掌する。

3 管理者は、親局又は遠隔制御装置を設置した課等の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 同報系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線設備の操作を監督し、及び通信取扱者を指揮する。

3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員のうちから、管理責任者が指名する。

(運用時間)

第8条 同報系は、常時開局するものとする。

(放送の種類)

第9条 放送の種類は、次のとおりとする。

(1) 緊急放送

(2) 一般放送

(3) 点検放送

(放送事項)

第10条 緊急放送は、次に掲げる事項について放送する。

(1) 地震、台風、火災等に関する事項

(2) 人命救助等で緊急を要する事項

(3) 全国瞬時警報システムにより受信した事項のうち、自然災害及び武力攻撃事態等における国民の保護に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、緊急に知らせる必要があると市長が認める事項

2 一般放送は、次に掲げる事項について放送する。

(1) 市の事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市民に知らせる必要があると市長が認める事項

3 点検放送は、次に掲げる事項について放送する。

- (1) 無線設備の作動状況を確認するためにミュージックチャイム等により定時に行う事項
- (2) 保守点検のために行う事項

4 放送事項の内容に関する基準は、市長が別に定める。

(放送の方法)

第11条 放送の方法は、次のとおりとする。

- (1) 緊急一斉放送（市の区域内に一斉に放送するものをいう。以下同じ。）
- (2) 一斉放送（同一の内容を別表第5項の表に掲げる分割区分ごとに時間を異にして市の区域内に放送するものをいう。以下同じ。）
- (3) 地区放送（特定の区域に放送するものをいう。以下同じ。）
- (4) 個別放送（特定の子局の放送範囲に係る区域に放送するものをいう。以下同じ。）

2 放送は、次に掲げるものを順次行う。

- (1) こちらは 1回
- (2) ぼうさいさの 1回
- (3) です 1回
- (4) 放送事項 1回
- (5) 以上で終わります 1回
- (6) こちらは 1回
- (7) ぼうさいさの 1回
- (8) です 1回

3 前項各号に掲げる事項は、必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、繰り返し行うことができる。

4 前項の規定による場合を除き、1回の放送時間は、3分以内で行うよう努めなければならない。

(放送の依頼等)

第12条 放送を行おうとする者は、放送を行おうとする日の3日前の正午までに防災行政用無線放送依頼書（別記様式第1号）により管理責任者に放送の依頼をしなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 管理責任者は、前項の依頼書の提出があったときは、その内容を審査し、その放送について、必要があると認めるときは放送を行い、必要がないと認めるときはその旨を依頼者に通知する。

(放送の制限)

第13条 管理責任者は、災害が発生したとき、その他特に必要があると認めるときは、一般放送及

び点検放送を制限することができる。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能を維持するため、次に掲げる保守点検を行わなければならない。

- (1) 毎日点検 (1日に1回以上行う点検をいう。以下同じ。)
- (2) 月点検 (1箇月に1回以上行う点検をいう。以下同じ。)
- (3) 年点検 (1年に1回以上行う点検をいう。以下同じ。)

2 前項の規定により保守点検を行ったときは、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に掲げる書類にその結果を記載しなければならない。

- (1) 毎日点検 無線業務日誌 (同報系) (別記様式第2号)
- (2) 月点検 無線局 (同報系) 月点検記録簿 (別記様式第3号)
- (3) 年点検 無線局 (同報系) 年点検記録簿 (別記様式第4号)

3 保守点検を行う者は、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者
- (2) 月点検及び年点検 管理責任者

4 保守点検において異常を発見した者は、直ちに、管理責任者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(無線従事者名簿の作成)

第15条 総括管理者は、毎年4月1日における無線従事者名簿 (別記様式第5号) を作成する。

(無線従事者の養成)

第16条 総括管理者は、無線従事者を適正に配置することができるよう無線従事者の養成に努めるものとする。

(放送の訓練)

第17条 総括管理者は、定期的に放送の訓練を行う。

2 前項の放送の訓練は、親局の操作に係る訓練及び住民への緊急かつ重要な事項の伝達の訓練を重点として行う。

(研修)

第18条 管理責任者は、必要に応じて、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者に対して研修を行う。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月12日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条の規定による依頼及び決定は、この告示の施行の前においても行うことができる。

附 則 (平成25年3月25日告示第46号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日告示第227号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第75号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月7日告示第240号)

この告示は、平成27年12月7日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日告示第55号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日告示第39号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月11日告示第45号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第4項の表ぼうさいさのひこましょうの項の改正規定及び別表第5項の表の改正規定(同表堀米地区の部内堀米-3の項の改正規定を除く。)は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月24日告示第10号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第5項の表新合地区の部の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年1月26日告示第23号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 親局

局名	配置場所
ぼうさいさの	佐野市高砂町1番地 佐野市役所

2 副親局

局名	配置場所
ぼうさいさのたぬまちゅうおうこうみんかん	佐野市戸奈良町1番地1 佐野市田沼中央公民館

3 中継局

局名	配置場所
ぼうさいさのからさわちゅうけい	佐野市富士町1409番地

4 再送信局

局名	配置場所
ぼうさいさのひむろこうみんかん	佐野市水木町847番地 佐野市氷室地区公民館
ぼうさいさのしらいわのうそんこうえん さいそうしん	佐野市白岩町62番地2 白岩農村公園
ぼうさいさのひこましょう	佐野市飛駒町1497番地 癒し野J・U・N（旧飛駒小学校）
ぼうさいさのせいかつかいぜんせんたー	佐野市作原町780番地1 佐野市作原生活改善センター
ぼうさいさのあきやまがくりょう	佐野市秋山町721番地 佐野市あきやま学寮

## 5 子局

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
葛生地区	葛生文化センター	佐野市葛生東一丁目11番10号	A	1
	本町（葛生）	佐野市葛生西一丁目2755番1号	B	2
	泉町	佐野市葛生東二丁目8番3号	B	3
	あくと町	佐野市あくと町3084番地	B	4
	山菅町	佐野市山菅町3460番地2	A	5
	富士見町	佐野市富士見町288番地1	A	6
	中町一1	佐野市中町590番地3	B	7
	中町一2	佐野市中町1151番地2	A	8
	中町一3	佐野市中町1234番地	B	9
	中町一4	佐野市中町62番地1	A	10
	万町（葛生）	佐野市葛生西三丁目4番1号	A	11
	松井町	佐野市鉢木町7番地1	B	12
	宮本町	佐野市宮本町1570番地	B	13
	築地町	佐野市築地町14番地	A	14
	会沢一1	佐野市会沢町285番地	A	15
	会沢一2	佐野市会沢町681番地	B	16
	会沢一3	佐野市会沢町1247番地	A	17
常盤地区	正雲寺一1	佐野市豊代町95番地	A	18
	正雲寺一2	佐野市豊代町491番地	B	19
	田名網	佐野市豊代町1158番地	A	20
	岩崎（葛生）	佐野市仙波町167番地	A	21
	旧常盤小学校	佐野市仙波町331番地1	B	22
	中仙波一1	佐野市仙波町765番地1	A	23
	中仙波一2	佐野市仙波町1814番地	B	24
	上仙波	佐野市仙波町3118番地	A	174
	小屋	佐野市豊代町2132番地	A	25
	下牧一1	佐野市牧町181番地2	B	26
	下牧一2	佐野市牧町794番地1	A	27
	上牧一1	佐野市牧町1940番地4	B	28
	上牧一2	佐野市牧町1583番地	A	29
上牧一3	佐野市牧町2187番地地先	B	30	
氷室地区	柿平一1	佐野市柿平町454番地1	B	31
	柿平一2	佐野市柿平町781番地	A	32
	旧氷室小学校	佐野市水木町51番地	B	33
	氷室地区公民館	佐野市水木町846番地	A	34
	水木	佐野市水木町1038番地	B	35
	下秋山一1	佐野市秋山町1558番地2	A	36
	下秋山一2	佐野市秋山町971番地	B	37
	あきやま学寮	佐野市秋山町721番地	A	38
田沼地区	田沼中央公民館	佐野市戸奈良町1番地1	C	39
	上町西一1	佐野市田沼町230番地16	B	40
	上町西一2	佐野市田沼町1202番地1	A	41
	田沼本町一1	佐野市田沼町1600番地	B	42
	田沼小学校	佐野市田沼町603番地	A	43
	田沼本町一2	佐野市田沼町1360番地2	B	44
	原町	佐野市栃本町1491番地4	A	45
	下町	佐野市田沼町90番地2	A	46
	下田沼	佐野市栃本町2287番地	B	47
	瓦町	佐野市栃本町2237番地1	A	48
田沼北部地区	山越一1	佐野市山越町254番地	B	49
	山越一2	佐野市山越町616番地	A	50
	下多田一1	佐野市多田町1263番地	A	51
	下多田一2	佐野市多田町799番地3	B	52
	多田小学校	佐野市多田町998番地	B	53
	上多田一1	佐野市多田町3091番地6	A	54
	上多田一2	佐野市多田町2220番地	B	55
田沼南部地区	吉水一1	佐野市吉水町1122番地	B	56

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
	吉水一2	佐野市吉水町1005番地	A	57
	吉水小学校	佐野市吉水町832番地	B	58
	新吉水北一1	佐野市吉水町500番地	C	59
	小見一1	佐野市小見町673番地	A	60
	新吉水北一2	佐野市吉水駅前一丁目19番6号	A	61
	新吉水南一1	佐野市吉水町366番地2	B	62
	新吉水南一2	佐野市吉水駅前二丁目8番5号	A	63
	小見一2	佐野市小見町123番地2	A	64
	吉水新田	佐野市吉水町60番地1	B	65
	小見一3	佐野市小見町5番地1	B	66
栃本地区	栃本上一1	佐野市栃本町1460番地	A	67
	栃本上一2	佐野市栃本町972番地	B	68
	栃本小学校	佐野市栃本町1037番地	A	69
	栃本下一1	佐野市栃本町3027番地地先	A	70
	栃本下一2	佐野市栃本町3281番地4	B	71
戸奈良地区	戸奈良一1	佐野市戸奈良町776番地7	A	72
	戸奈良一2	佐野市戸奈良町1379番地	B	73
	旧戸奈良小学校	佐野市戸奈良町1140番地	B	74
	戸奈良一3	佐野市戸奈良町1729番地1	A	75
三好地区	戸室一1	佐野市戸室町156番地	A	76
	戸室一2	佐野市戸室町1592番地2	B	77
	岩崎(田沼)一1	佐野市岩崎町352番地1	B	78
	戸室一3	佐野市戸室町1058番地1	A	79
	岩崎(田沼)一2	佐野市岩崎町1147番地	B	80
	旧三好小学校	佐野市岩崎町1341番地	A	81
	船越南一1	佐野市船越町45番地	B	82
	船越南一2	佐野市船越町2151番地	A	83
	船越南一3	佐野市船越町703番地	B	84
	船越北一1	佐野市船越町1791番地9	A	85
船越北一2	佐野市船越町1352番地3	B	86	
野上地区	御神楽	佐野市御神楽町150番地1	A	87
	長谷場一1	佐野市長谷場町1163番地1	B	88
	旧野上小学校	佐野市長谷場町499番地	A	89
	長谷場一2	佐野市長谷場町948番地	B	90
	白岩	佐野市白岩町62番地2	A	91
	野上支所	佐野市白岩町486番地1	B	92
	下作原	佐野市作原町261番地	A	93
	作原生活改善センター	佐野市作原町780番地1	B	94
	上作原	佐野市作原町1012番地5	A	95
新合地区	山形一1	佐野市山形町590番地3	B	96
	山形一2	佐野市山形町398番地	B	97
	(有)ヤマダ佐野工場 (旧山形小学校)	佐野市山形町649番地2	A	98
	閑馬下一1	佐野市閑馬町2839番地1	B	99
	梅園	佐野市梅園町222番地	A	100
	閑馬下一2	佐野市閑馬町284番地	A	101
	閑馬下一3	佐野市閑馬町360番地8	B	102
	旧閑馬小学校	佐野市閑馬町911番地	A	103
	閑馬上一1	佐野市閑馬町2100番地地先	B	104
	閑馬上一2	佐野市閑馬町1382番地6	A	105
	下彦間下一1	佐野市下彦間町2376番地	B	106
	下彦間下一2	佐野市下彦間町168番地	A	107
	旧下彦間小学校	佐野市下彦間町500番地	B	108
	下彦間上一1	佐野市下彦間町987番地6	A	109
飛駒地区	飛駒1区一1	佐野市飛駒町9番地1	B	110
	飛駒1区一2	佐野市飛駒町688番地1	A	111
	飛駒2区	佐野市飛駒町1203番地	B	112
	癒し野J・U・N(旧飛駒 小学校)	佐野市飛駒町1497番地	A	113
飛駒地区	飛駒3区	佐野市飛駒町2827番地5	B	114

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
佐野地区	佐野市役所	佐野市高砂町1番地	A	115
	若松町	佐野市若松町504番地	B	116
	相生町(佐野)	佐野市相生町207番地1	C	117
	佐野小学校	佐野市金屋下町10番地	B	118
	天明小学校	佐野市大祝町2311番地	A	119
	金井上町	佐野市金井上町2519番地	A	120
	朝日町	佐野市朝日町702番地27	B	121
	天神町	佐野市天神町761番地1	C	122
	大橋町(市街部)一1	佐野市大橋町2200番地	B	123
	大橋町(西部)一1	佐野市大橋町3217番地1	C	124
	大橋町(市街部)一2	佐野市大橋町2026番地	A	125
	大橋町(東部)一1	佐野市大橋町1093番地2	B	126
	大橋町(東部)一2	佐野市大橋町995番地2	A	127
	大橋町(西部)一2	佐野市大橋町1676番地	B	128
大橋町(東部)一3	佐野市大橋町3195番地8	A	129	
植野地区	赤坂町一1	佐野市赤坂町958番地18	A	130
	赤坂町一2	佐野市赤坂町303番地2	B	131
	赤坂町一3	佐野市赤坂町950番地	B	132
	赤坂町一4	佐野市赤坂町978番地	C	133
	上台町	佐野市上台町2164番地	C	134
	植野町	佐野市植野町1930番地	A	135
	植上町一1	佐野市植上町1681番地	B	136
	植上町一2	佐野市植上町1408番地2	C	137
	寺中町	佐野市寺中町2385番地	B	138
	植野小学校	佐野市植上町1272番地	A	139
	植下町一1	佐野市植下町1205番地	C	140
	若宮上町	佐野市若宮上町11番地8	A	141
	植下町一2	佐野市植下町413番地1	B	142
	若宮下町	佐野市若宮下町13番地	C	143
	君田町	佐野市君田町394番地	A	144
	田島町	佐野市田島町166番地	A	145
	庚申塚町	佐野市庚申塚町4930番地	B	146
	大古屋町	佐野市大古屋町4809番地1	A	147
	飯田町一1	佐野市飯田町338番地3	A	148
	飯田町一2	佐野市飯田町874番地	B	149
	飯田町一3	佐野市飯田町720番地	A	150
	伊保内町	佐野市伊保内町3909番地	A	151
	船津川町一1	佐野市船津川町1759番地	B	152
	旧船津川小学校	佐野市船津川町6001番地	A	153
	船津川町一2	佐野市船津川町216番地	B	154
	界地区	北茂呂町	佐野市北茂呂町11番地	C
茂呂山町		佐野市茂呂山町10番地1	B	156
高萩町一1		佐野市高萩町684番地1	C	157
高萩町一2		佐野市高萩町1112番地6	B	158
高萩町一3		佐野市高萩町1056番地427	A	159
高萩町一4		佐野市高萩町1209番地	A	160
高萩町一5		佐野市高萩町114番地2	B	161
越名町一1		佐野市越名町1220番地1	B	162
界小学校		佐野市馬門町1539番地	B	163
越名町一2		佐野市越名町801番地4	A	164
高山町		佐野市高山町1769番地	A	165
犬伏地区	富岡町(北部)一1	佐野市富岡町93番地	A	166
	富岡町(北部)一2	佐野市久保町61番地	B	167
	富岡町(南部)一1	佐野市富岡町225番地33	C	168
	浅沼町一1	佐野市浅沼町294番地1	A	169
	富岡町(東部)一1	佐野市富岡町667番地3	A	170
犬伏地区	富岡町(東部)一2	佐野市富岡町598番地12	B	171
	富岡町(東部)一3	佐野市富岡町1603番地	A	172
犬伏地区	富岡町(南部)一2	佐野市富岡町1391番地	B	173

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
	犬伏上町	佐野市堀米町427番地	B	175
	犬伏下町	佐野市犬伏下町2286番地	A	176
	犬伏小学校	佐野市犬伏下町1983番地	B	177
	犬伏新町一1	佐野市犬伏新町2097番地	C	178
	犬伏新町一2	佐野市犬伏新町1353番地11	A	179
	富士町(上)一1	佐野市富士町1409番地	B	180
	富士町(上)一2	佐野市富士町827番地	A	181
	富士町(下)	佐野市富士町48番地1	B	182
	菰川町	佐野市菰川町388番地	A	183
	米山南町	佐野市米山南町39番地	B	184
	関川町一1	佐野市関川町906番地33	A	185
	関川町一2	佐野市関川町725番地21	B	186
	町谷町	佐野市町谷町2955番地	A	187
	伊勢山町	佐野市伊勢山町1769番地	B	188
	犬伏東小学校	佐野市伊勢山町1534番地	A	189
	浅沼町一2	佐野市浅沼町163番地4	C	190
	浅沼町一3	佐野市浅沼町508番地5	B	191
	浅沼町一4	佐野市浅沼町10番地15	A	192
	黒袴町一1	佐野市黒袴町159番地7	B	193
	黒袴町一2	佐野市黒袴町588番地1	A	194
	鏡塚町	佐野市鏡塚町195番地	B	195
	西浦町	佐野市西浦町416番地1	A	196
堀米地区	内堀米一1	佐野市堀米町167番地1	A	197
	内堀米一2	佐野市堀米町267番地	B	198
	城北小学校	佐野市堀米町1156番地	B	199
	内堀米一3	佐野市堀米町990番地	A	200
	朱雀町一1	佐野市堀米町1691番地1地先	A	201
	朱雀町一2	佐野市堀米町3975番地1	B	202
	朱雀町一3	佐野市堀米町3919番地1	A	203
	朱雀町一4	佐野市堀米町3910番地11	B	204
	菊川町一1	佐野市堀米町2757番地	B	205
	菊川町一2	佐野市堀米町3527番地	A	206
	菊川町一3	佐野市堀米町3794番地	A	207
	菊川町一4	佐野市堀米町3237番地	A	208
	奈良渊町一1	佐野市奈良渊町321番地	A	209
	奈良渊町一2	佐野市奈良渊町311番地12	A	210
	田之入町	佐野市田之入町790番地	B	211
旗川地区	小中町一1	佐野市小中町959番地1	B	212
	小中町一2	佐野市小中町221番地1	A	213
	並木町一1	佐野市並木町167番地	A	214
	旗川小学校	佐野市並木町964番地	B	215
	並木町一2	佐野市並木町1094番地5	A	216
	並木町一3	佐野市並木町1259番地	B	217
	免鳥町一1	佐野市免鳥町1712番地3	A	218
	免鳥町一2	佐野市免鳥町766番地1	B	219
吾妻地区	村上町一1	佐野市村上町314番地1	A	220
	村上町一2	佐野市村上町841番地	B	221
	上羽田町	佐野市上羽田町428番地	B	222
	吾妻小学校	佐野市上羽田町1369番地1	A	223
	下羽田町	佐野市下羽田町1084番地	A	224
	高橋町一1	佐野市高橋町585番地5	B	225
	高橋町一2	佐野市高橋町2112番地1	A	226
赤見地区	石塚町(下)一1	佐野市石塚町510番地4	A	227
	赤見町(大門)一1	佐野市赤見町985番地1	A	228
	石塚町(下)一2	佐野市石塚町861番地	B	229
	石塚小学校	佐野市石塚町1408番地2	A	230
赤見地区	石塚町(緑)	佐野市石塚町568番地63	A	231
	石塚町(上)	佐野市石塚町2250番地1	B	232
	赤見町(市場)一1	佐野市赤見町1758番地1	B	233

地区名	局名	配置場所	分割区分	子局番号
	赤見町（市場）— 2	佐野市赤見町1481番地	A	234
	赤見町（市場）— 3	佐野市赤見町1103番地	B	235
	赤見町（市場）— 4	佐野市赤見町1219番地 3	A	236
	赤見町（町屋）— 1	佐野市赤見町3600番地	A	237
	赤見小学校	佐野市赤見町3229番地	B	238
	赤見町（大門）— 2	佐野市赤見町3282番地 4	A	239
	赤見町（大門）— 3	佐野市赤見町3331番地15	B	240
	赤見町（市場）— 5	佐野市赤見町588番地	A	241
	赤見町（町屋）— 2	佐野市赤見町3915番地	B	242
	赤見町（駒場）	佐野市赤見町4841番地 1	A	243
	出流原町— 1	佐野市出流原町628番地 1	B	244
	出流原町— 2	佐野市出流原町419番地 1	A	245
	出流原小学校	佐野市出流原町1038番地 1	A	246
	出流原町— 3	佐野市出流原町2067番地	B	247
	寺久保町	佐野市寺久保町810番地	A	248

別記様式第 1 号（第12条関係）

別記様式第 2 号（第14条関係）

別記様式第 3 号（第14条関係）

別記様式第 4 号（第14条関係）

別記様式第 5 号（第15条関係）



別記様式第2号（第14条関係）

無線業務日誌（同報系）

管 理 責 任 者		通 信 取 扱 責 任 者		年 月 日 (天気 )	無線従事者	氏名	①
							②
放送の種類		放送の方法		放送の区域	放送時刻	放送の内容	
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
緊急・一般・点検		一斉・地区・個別					
一日の延べ放送回数							
点 検 項 目	放送の状況				機器の清掃状況		
	機器の動作状況				特記事項		

別記様式第3号（第14条関係）

無線局（同報系）月点検記録簿

局名 (呼出名称)	管理責任者		無線従事者	
	(印)		(印)	
点検年月日	年 月 日	天 候		
設備の区分	点 検 項 目		点 検 結 果	
無線設備	電源電圧	V	電源電流	A
	電源ランプ（点灯・消灯）			
	無線機器の動作状況			
	予備電源の動作状況			
	送信電力	W		
操作卓	選択呼出し（緊急一斉、一斉、地区別、個別）の動作状況			
	起動ボタンを押した場合の送出状態			
	電波発射終了後の空線状態			
	チャイム、マイクロホン、テープ（レコード）等の入力レベルの調整			
	音声レベル、信号レベルのVUメータによる監視			
	蓄電池による機器の動作状況			
	ディスプレイによる動作状況			
附属装置	動作状況			
特記事項				





## 資料 4-2 佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱

### 佐野市防災行政用無線局（同報系）戸別受信機貸与要綱

平成22年 4月 1日 告示第92号

佐野市防災行政用無線局戸別受信機設置規程（平成17年佐野市告示第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、防災行政用無線に係る同報系の無線局の戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

（戸別受信機の貸与）

第2条 戸別受信機は、防災行政用無線に係る同報系の子局からの放送を聞くことができないと認められる市の区域内に居住する世帯に無償で貸与する。

2 戸別受信機の貸与は、一の世帯（2以上の世帯が同居している場合を含む。）につき1台とする。

3 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、必要があると認めるときは、戸別受信機を貸与し、必要がないと認めるときは、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請棄却通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

（費用の負担）

第3条 次に掲げる費用については、市の負担とする。

（1） 戸別受信機の設置に要する費用

（2） 戸別受信機の修理に要する費用（修理の原因が戸別受信機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）の責めによる場合を除く。）

2 次に掲げる費用については、被貸与者の負担とする。

（1） 戸別受信機を設置したことに伴う電気料

（2） 戸別受信機の電池代

（3） 設置した戸別受信機の移動に要する費用

（4） 戸別受信機の修理に要する費用（修理の原因が被貸与者の責めによる場合に限る。）

(戸別受信機の管理等)

第4条 被貸与者は、常に適正な受信状態を保つことができるように戸別受信機を管理しなければならない。

2 被貸与者は、戸別受信機の異常を発見したとき、又は戸別受信機を損傷したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(申請事項の変更の届出)

第5条 被貸与者は、第2条第3項の規定より申請した事項に変更が生じたときは、速やかに、防災行政用無線局戸別受信機貸与申請事項変更届出書(別記様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 戸別受信機は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(戸別受信機の返還)

第7条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、戸別受信機を返還しなければならない。

(1) 戸別受信機を設置しなくても防災行政用無線に係る同報系の子局からの放送を聞くことができるようになったとき。

(2) 被貸与者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(2以上の世帯が同居しているときは、同居しているすべての者)が市の区域外に居所を移し、又は他の町会(佐野市町会設置規則(平成17年佐野市規則第7号)別表に掲げる町会をいう。)に居所を変更したとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第64号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

別記様式第1号（第2条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請書

年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

印

次のとおり防災行政用無線局戸別受信機の貸与を受けたいので申請します。

設置場所			
被貸与者	(フリガナ)	町会名	
連絡先	(通常時)	(不在時)	
希望設置形態	据置き ・ 壁掛け ・ 手渡し ・ その他( )		
特記事項			

(市記入欄)

受付期日		受付番号	
受信機型式		製造番号	
受信機番号		アンテナ種類	
延長ケーブルの有無		特記事項	

別記様式第2号（第2条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請棄却通知書

第 号  
年 月 日

様

佐野市長

印

年 月 日付けで申請のあった防災行政用無線局戸別受信機の貸与について、  
次の理由により貸与しないことと決定したので通知します。

理由

別記様式第3号（第5条関係）

防災行政用無線局戸別受信機貸与申請事項変更届出書

年 月 日

佐野市長 様

届出者 住所

氏名



電話

防災行政用無線局戸別受信機の貸与に係る申請事項に次のとおり変更があったので届け出ます。

	変更前	変更後
変更内容		
特記事項		

## 資料 4-3 佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱

### 佐野市防災行政用無線局（移動系）管理運用要綱

平成20年 5月 2日 告示第99号

（趣旨）

第1条 この告示は、防災行政用無線に係る移動系の無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- （2）基地局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第6号に規定する基地局をいう。
- （3）陸上移動局 電波法施行規則第4条第1項第12号に規定する陸上移動局をいう。
- （4）統制局 無線局の通信を統括する基地局をいう。
- （5）統制台 統制局の通信機能进行操作する設備をいう。
- （6）遠隔制御装置 統制局の通信機能を遠隔制御する設備をいう。
- （7）移動系 無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- （8）無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。
- （9）主任無線従事者 電波法第39条第1項に規定する主任無線従事者をいう。
- （10）通信取扱者 無線設備を操作する無線従事者又は無線従事者の監督を受けて無線設備を操作する者をいう。
- （11）通信統制 統制局の統制下にある特定の陸上移動局を呼び出して通信することをいう。

（無線局の配置）

第3条 無線局の種別、識別信号、局番号及び設置場所又は常置場所は、別表のとおりとする。

（総括管理者）

第4条 移動系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、移動系の管理及び運用の業務を総括する。
- 3 総括管理者は、危機管理課長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 移動系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、無線従事者の資格を有する職員のうちから、総括管理者が指名する。
- 3 管理責任者は、電波法第39条第1項に規定する主任無線従事者となる。
- 4 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行い、並びに管理者及び通信取扱者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 基地局の通信操作を行う部署及び陸上移動局を常置する部署に管理者を置く。

- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局の監督業務及び無線設備等の維持業務を所掌する。
- 3 管理者は、市にあっては、通信操作を行う課等又は陸上移動局を常置する課等の長をもって充てる。
- 4 陸上移動局を常置する民間事業者は、管理者を選任したときは、管理者選任(変更)届(別記様式第1号)により市長に届け出なければならない。管理者を変更したときも、同様とする。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時開局するものとする。

- 2 管理者は、無線局を長時間閉局する必要があるときは、あらかじめ統制局に連絡するものとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げる事項とする。

- (1) 随時通信(平常時に必要の都度行う通信をいう。以下同じ。)
- (2) 緊急通信(地震、台風その他緊急事態が発生し、又は発生が予測されるときに行う通信をいう。)

(通信事項)

第9条 通信する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防災行政に関する事項
- (2) 住民の生命に係る緊急かつ重要な事項
- (3) 通信訓練に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(通信の方法)

第10条 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。

2 呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下

3 応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行う。

- (1) 相手局の呼出名称 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下

4 呼出し又は応答を行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を省略することができる。この場合においては、通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

5 緊急事態が発生したときの通信は、前各項の規定にかかわらず、必要最小限の事項を伝達することによって行う。

(通信の制限)

第11条 管理責任者は、災害が発生したとき、その他特に必要があると認めるときは、随時通信の使用を制限することができる。

(無線局運用証明書の交付等)

第12条 市長は、陸上移動局を常置する民間事業者に無線局運用証明書（別記様式第2号）を交付する。

2 前項の証明書の交付を受けた民間事業者は、陸上移動局で通信するときは、無線局運用証明書を携帯しなければならない。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次に掲げる保守点検を行う。

- (1) 月点検
- (2) 年点検

2 前項第2号に掲げる年点検は、毎年1回以上行うものとする。

3 第1項各号に掲げる点検を行ったときは、その結果を無線局(移動系)月点検記録簿(別記様式第3号)又は無線局(移動系)年点検記録簿(別記様式第4号)に記録しなければならない。

4 保守点検を行う者は、次の各号に掲げる保守点検の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 月点検 通信取扱者
- (2) 年点検 管理責任者

5 保守点検において異常を発見した者は、直ちに、総括管理者に報告し、必要な措置を講じなければならない。

(無線従事者名簿の作成)

第14条 総括管理者は、毎年4月1日における無線従事者名簿(別記様式第5号)を作成する。

(無線従事者の養成)

第15条 総括管理者は、無線従事者を適正に配置することができるよう無線従事者の養成に努めるものとする。

(通信の訓練)

第16条 総括管理者は、定期的に通信の訓練を行う。

2 前項の通信の訓練は、統制通信に係る訓練及び住民への緊急かつ重要な事項の伝達の訓練を重点として行う。

(研修)

第17条 管理責任者は、必要に応じて、通信取扱者に対して研修を行う。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日告示第251号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第47号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第75号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月4日告示第240号）

この告示は、平成27年12月7日から施行する。

附 則（平成29年3月16日告示第56号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日告示第54号）

この告示は、告示の日から施行する。ただし、別表第3項の表の改正規定（34の項の改正規定を除く。）は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月2日告示第278号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 基地局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	基地局	ぼうさいからさわ		佐野市富士町1番地18 唐沢山中継所
2	基地局	ぼうさいひこま		佐野市飛駒町1576番地2 飛駒支所
3	基地局	ぼうさいのがみ		佐野市白岩町486番地1 野上支所
4	基地局	ぼうさいくずう		佐野市葛生東一丁目11番15号 佐野市葛生文化センター
5	統制台		100	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
6	遠隔制御装置		101	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
7	遠隔制御装置		102	佐野市高砂町1番地 佐野市役所

2 固定局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	固定局	ぼうさいたぬま		佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
2	固定局	ぼうさいからさわ		佐野市富士町1番地18 唐沢山中継所

3 陸上移動局

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
1	半固定型（5W）	さの1	201	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
2	半固定型（5W）	さの2	202	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
3	半固定型（5W）	さの3	203	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
4	半固定型（5W）	さの4	204	佐野市赤見町3082番地 赤見支所
5	半固定型（5W）	さの5	205	佐野市白岩町486番地1 野上支所
6	半固定型（5W）	さの6	206	佐野市閑馬町361番地1 新合支所
7	半固定型（5W）	さの7	207	佐野市飛駒町1576番地2 飛駒支所
8	半固定型（5W）	さの8	208	佐野市町谷町206番地13 みかもクリーンセンター
9	半固定型（5W）	さの9	209	佐野市大橋町2042番地 佐野市保健センター
10	半固定型（5W）	さの10	210	佐野市あくと町3084番地 葛生あくと福祉センター

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
11	半固定型 (5W)	さの11	211	佐野市浅沼町508番地 5 佐野市文化会館
12	半固定型 (5W)	さの12	212	佐野市仙波町167番地 佐野市常盤地区公民館
13	半固定型 (5W)	さの13	213	佐野市水木町846番地 佐野市氷室地区公民館
14	半固定型 (5W)	さの14	214	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
15	半固定型 (5W)	さの15	215	佐野市田沼町1832番地 1 佐野市民病院
16	半固定型 (5W)	さの16	221	佐野市富岡町1391番地 佐野市消防本部
17	半固定型 (5W)	さの17	222	佐野市大橋町3212番地27 佐野市社会福祉協議会
18	半固定型 (5W)	さの18	223	佐野市堀米町1728番地 佐野厚生総合病院
19	半固定型 (5W)	さの19	224	佐野市堀米町607番地 栃木県安蘇庁舎
20	半固定型 (5W)	さの20	225	佐野市浅沼町573番地 6 佐野警察署
21	半固定型 (5W)	さの21	226	佐野市若松町471番地 1 J R 東日本佐野駅
22	半固定型 (5W)	さの22	227	佐野市若松町539 東武鉄道佐野駅
23	半固定型 (5W)	さの23	228	佐野市久保町243番地 佐野ガス株式会社
24	半固定型 (5W)	さの24	229	佐野市戸室町156番地 あそ野学園義務教育学校
25	車携帯型 (5W)	さの51	301	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
26	車携帯型 (5W)	さの52	302	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
27	車携帯型 (5W)	さの53	303	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
28	車携帯型 (5W)	さの54	304	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
29	車携帯型 (5W)	さの55	305	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
30	車携帯型 (5W)	さの56	306	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
31	車携帯型 (5W)	さの57	307	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
32	車携帯型 (5W)	さの58	308	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
33	車携帯型 (5W)	さの59	309	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
34	車携帯型 (5W)	さの60	310	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
35	車携帯型 (5W)	さの61	311	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
36	携帯型 (2W)	さの101	401	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
37	携帯型 (2W)	さの102	402	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
38	携帯型 (2W)	さの103	403	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
39	携帯型 (2W)	さの104	404	佐野市高砂町1番地 佐野市役所

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
40	携帯型 (2W)	さの105	405	佐野市高砂町1番地 佐野市役舎
41	携帯型 (2W)	さの106	406	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
42	携帯型 (2W)	さの107	407	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
43	携帯型 (2W)	さの108	408	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
44	携帯型 (2W)	さの109	409	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
45	携帯型 (2W)	さの110	410	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
46	携帯型 (2W)	さの111	411	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
47	携帯型 (2W)	さの112	412	佐野市大橋町1165番地 佐野市上下水道局庁舎
48	携帯型 (2W)	さの113	421	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
49	携帯型 (2W)	さの114	422	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
50	携帯型 (2W)	さの115	423	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
51	携帯型 (2W)	さの116	424	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
52	携帯型 (2W)	さの117	425	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
53	携帯型 (2W)	さの118	426	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
54	携帯型 (2W)	さの119	427	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
55	携帯型 (2W)	さの120	428	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
56	携帯型 (2W)	さの121	429	佐野市高砂町1番地 佐野市役所
57	携帯型 (2W)	さの122	430	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
58	携帯型 (2W)	さの123	431	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
59	携帯型 (2W)	さの124	432	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター
60	携帯型 (2W)	さの125	433	佐野市白岩町486番地 1 野上支所
61	携帯型 (2W)	さの126	434	佐野市閑馬町361番地 1 新合支所
62	携帯型 (2W)	さの127	435	佐野市飛駒町1576番地 2 飛駒支所
63	携帯型 (2W)	さの128	441	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
64	携帯型 (2W)	さの129	442	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
65	携帯型 (2W)	さの130	443	佐野市葛生東一丁目11番8号 葛生行政センター
66	携帯型 (2W)	さの131	444	佐野市あくと町3084番地 葛生あくと福祉センター
67	携帯型 (2W)	さの132	445	佐野市あくと町3084番地 葛生あくと福祉センター
68	携帯型 (2W)	さの133	446	佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター

番号	種別	識別信号	局番号	設置場所又は常置場所
69	携帯型（2W）	さの134	447	佐野市仙波町167番地 佐野市常盤地区公民館
70	携帯型（2W）	さの135	448	佐野市水木町846番地 佐野市氷室地区公民館

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第12条関係）

別記様式第3号（第13条関係）

別記様式第4号（第13条関係）

別記様式第5号（第14条関係）

別記様式第1号（第6条関係）

管理者選任(変更)届

年 月 日

佐野市長 様

届出者 所在地  
名称  
職及び氏名

印

次のとおり陸上移動局の管理者を選任(変更)したので届け出ます。

管理者の職及び氏名	
旧管理者の職及び氏名	
就任(変更)年月日	年 月 日
変更理由	

別記様式第2号（第12条関係）

無線局運用証明書

運用者の所在地及び名称	
運用する無線局の免許番号	第 号
運用する無線局の目的	防災行政用
運用する期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、佐野市が免許を受けている無線局を が運用していることを証明します。

年 月 日

佐野市長



別記様式第3号（第13条関係）

無線局(移動系)月点検記録簿

識別信号		無線従事者氏名	点検者氏名
局番号		㊦	㊦
点検年月日	年 月 日	天候	
設備の区分	点検項目		点検結果
予備電源装置	電池電圧の確認及び電源切替試験		
遠隔制御装置	動作試験	送受信切替	
		選択動作	
		音量調整	
		スケルチ調整	
均等補充充電 の実施状況			
特記事項			

別記様式第4号（第13条関係）

無線局(移動系)年点検記録簿

点検年月日	年 月 日	総括責任者	Ⓔ
点検器名		無線従事者	Ⓔ
		点検者氏名	Ⓔ
局名(呼出名称)			
現用・予備の別			
点検項目		点検結果	
製造番号			
電波の型式及び周波数(MHz)			
空中線電力(W)			
測定値	周波数偏差(±Hz)		
	周波数偏移(KHz)		
	電源電圧(V)		
	空中線電力(W)		
	スプリアス( $2n$ 、 $3n$ 、 $\frac{n}{2}$ 、 $\frac{n-1}{n+1}$ )		
	S/N(中継系を含む)		
TVI・FMI			
動作試験	予備装置		
	予備電源		
総合テスト	一斉通信テスト		
	統制通信テスト		
	緊急連絡テスト		
	一般通信テスト		
	他系通信テスト		
均等補充充電の実施			
特記事項			



資料 4-4 栃木県非常通信用無線局《佐野市内》

栃木県非常通信用無線局（佐野市内）

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の型式	空中線電力	設置場所 (電話番号)	
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん707	G1D	5	堀米町 607 安足県税事務所 (0283-23-1444)	
	移	ぼうさいとちぎけん714	〃	5	堀米町 607 県南環境森林事務所 (0283-23-1441)	
	移	ぼうさいとちぎけん749	〃	5	堀米町 607 安足土木事務所（安蘇庁舎） (0283-24-3111)	
	移	ぼうさいとちぎけん737	〃	5	堀米町 607 安足農業振興事務所 (0283-23-1455)	
	移	ぼうさいとちぎけん604	〃	5	高砂町 1 佐野市役所 (0283-24-5111)	
	移	ぼうさいとちぎけん662	〃	5	富岡町 1391 佐野市消防本部 (0283-22-4433)	
佐野市	移	さの1~24 さの51~61	24K3G1 C 24K3G1 D 24K3G1 E	5	高砂町 1 佐野市役所 (0283-24-5111)	
	移	さの101~135	〃	2	〃	
佐野市 (消防)	固	さのしょうぼうたじゅう	9M00G7 W	0.4	富岡町 1391 佐野市消防本部 (0283-22-4433)	
	固	さのしょうぼうたじゅうか らさわ	9M00G7 W	0.4	富士町 1-19 唐沢山基地局内	
	移	さのしき 1.2 さのよぼう 1.2 さの 1.2 さの 3 さのきゅうじょ 1 さのはしご 1 さのしえん 1 さのしえん 2 さのこうほう 2 さのきゅうきゅう 1~3 さのほんぶ 1.2	5K80G1 DG1E	10 5 10 5 10 5 10 5 10 5	富岡町 1391 佐野市消防本部 (0283-22-0119)	
	移	さのにし 1 さのにしきゅうきゅう 1~3 さのにしこうほう 1	5K80G1 DG1E	10 10 5	石塚町 985-1 佐野市西消防署 (0283-25-0119)	
	移	さのきた 1 さのきた 2 さのきたきゅうきゅう 1.2 さのきたこうほう 1	5K80G1 DG1E	10 5 10 5	多田町 3092-1 佐野市西消防署北分署 (0283-62-0119)	
	国土交通省	固	けんせつさの	G7W	0.008	堀米町 3971-10 渡良瀬川河川事務所 佐野河川出張所 (0283-21-6810)
	国土交通省	基	〃	F3E	10	〃
東電	基	とうでんさのこうむ	F3E	25	亀井町 2626 東京電力佐野事務所	
東電	基	とうでんさの	F3E	10	〃	